

ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認（案）について

ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年 3 月 3 日国土交通省告示第 157 号）（以下、「規程」という。）第 10 条第 1 項に規定する土砂の搬出先の事前確認に関する考え方は次のとおり。

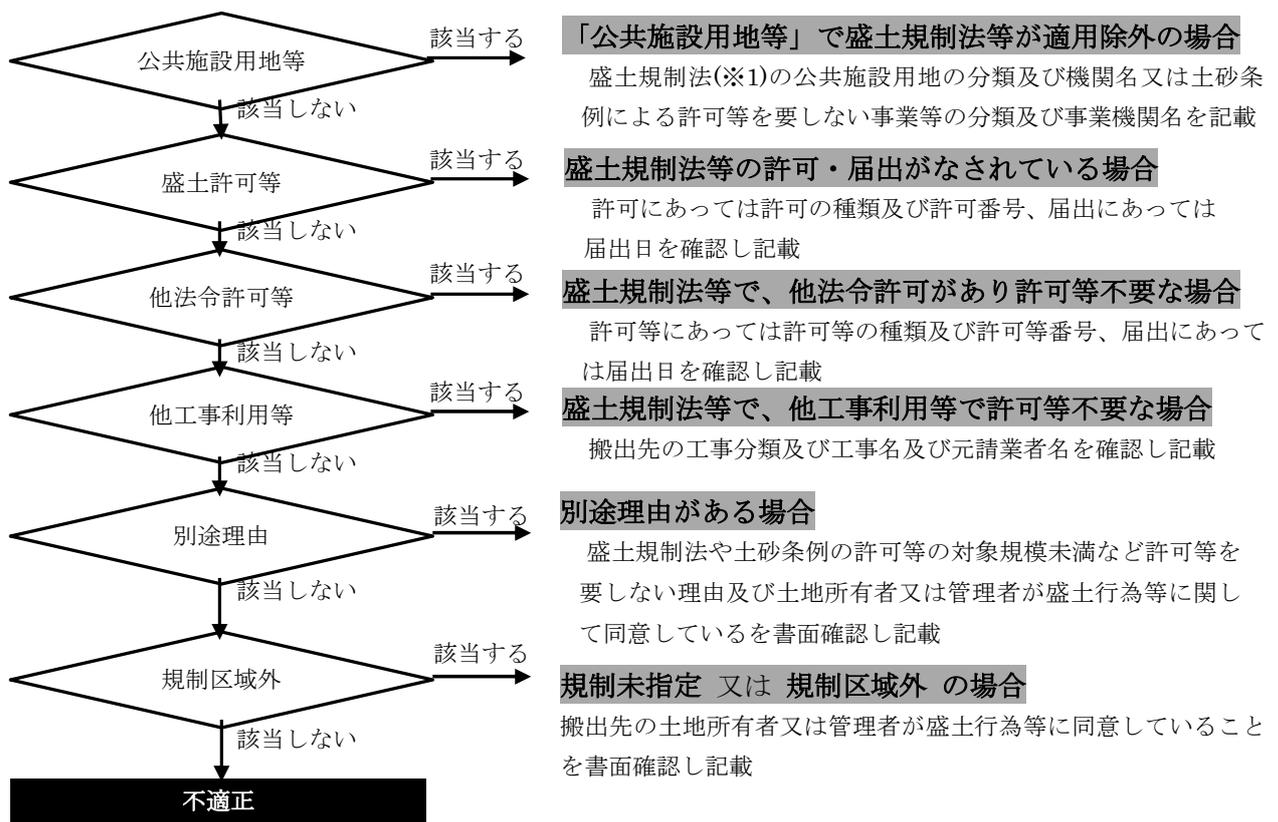
1. 概要

その運営するストックヤードから搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、規程第 10 条第 1 項では、あらかじめストックヤード運営事業者が土砂の搬出先の適正確認を行いその結果を書面に記録することとしている。

2. 搬出先の適正確認の手順等

(1) 確認手順及び確認書面の記載事項

下記の事項を確認書面（※3）に記載（参考例を別紙 1 搬出先適正確認記録）に示す）



盛土規制法又は土砂条例の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下、「盛土規制法」という。）

※2 上記に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第 3 条第 1 項の規定により、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する

※3 規程第 10 条第 1 項の規定のとおり確認書面の作成に代えて電磁的記録によることができる

## (2) 確認区分

### 1) [公共施設用地等]

次のいずれにも該当する場合。

- ・盛土規制法第2条第2号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合（参考資料 1. (3)、別紙参考資料 2. I (1) ②(i)~(ii)【**検討中、変更の可能性あり**】）
- ・地方公共団体で土砂の埋立て等に関する規制条例（以下「土砂条例」という。）が制定されている場合においては、当該条例で「国又は地方公共団体の事業」など同条例の許可等を要しない（参考2. (2)）と規定される場合

### 2) [盛土許可等]

次のいずれかの盛土許可等を有している場合。

- ・盛土規制法第12条第1項【宅地造成等工事規制区域内】（第16条第1項【同変更】）又は第30条第1項【特定盛土等規制区域内】（第35条第1項【同変更】）の許可
- ・盛土規制法第21条第1項【宅地造成等工事規制区指定時に実施中の工事】、第27条第1項【特定盛土等規制区域内】（第28条第1項【同変更】）又は第40条第1項【特定盛土等規制区域指定時に実施中の工事】の規定による届出
- ・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例の許可又は届出

### 3) [他法令許可等]

次のいずれにも該当する場合。

- ・盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」（参考資料1. (2) ①から④、並びに別紙参考資料 2. I (1) ⑧(ii)及び(iv)~(v)【**検討中、変更の可能性あり**】）として許可等を要しない場合
- ・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの（参考資料2. (3)）に該当する場合

### 4) [他工事利用等]

上記(2)の1)から3)に該当せず次のいずれにも該当する場合。

- ・盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事（別紙参考資料 2. I (1) ⑧(i)、(iii)、(vi)~(viii)及び(x)【**検討中、変更の可能性あり**】）に該当する場合
- ・土砂条例が制定されている場合においては、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合（参考資料 2. (2)）

### 5) [別途理由]

搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域であって、上記(2)1)から4)のいずれにも該当せず、盛土規制法や土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合（参考資料 1. (1)、2. (1)）。

### 6) [規制未指定]

搬出先が盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区）未指定、かつ、土砂条例が制定されていない場合。

7) [規制区域外]

上記6)に該当せず、搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区又は土砂条例制定地域のいずれにも該当しない場合。

<参考資料>

1. 盛土規制法関係

検討中、変更の可能性あり

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可等を要する要件

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	① 盛土で高さ 1m 超の崖 ② 切土で高さ 2m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖 (①、②を除く)
	特定盛土等	—	④ 盛土で高さ 2m 超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 500 m <sup>2</sup> 超 (①～④を除く)
	土石の堆積	—	① 堆積の高さ 2m 超かつ面積が 300 m <sup>2</sup> 超 ※3 ② 堆積の面積 500 m <sup>2</sup> 超
特盛区域	特定盛土等	① 盛土で高さ 1m 超の崖 ② 切土で高さ 2m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ 2m 超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 500 m <sup>2</sup> 超 (①～④を除く)	① 盛土で高さ 2m 超の崖 ② 切土で高さ 5m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ 5m 超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m <sup>2</sup> 超 (①～④を除く)
	土石の堆積	① 堆積の高さ 2m 超かつ面積が 300 m <sup>2</sup> 超 ※3 ② 堆積の面積 500 m <sup>2</sup> 超	① 堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m <sup>2</sup> 超 ※3 ② 堆積の面積 3,000 m <sup>2</sup> 超

※1 宅地造成等工事規制区域 (宅造区域) 及び特定盛土等規制区域 (特盛区域) の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にお問合せください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により、地表面が水平面に対し30度を超えるものを指す。

※3 小規模の土石の堆積については、一定規模以下のものを許可不要とするよう想定 (別紙参考資料 2. I (1) ⑧ (ix) 及び (x) ア・イ))

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- ① 鉱山保安法 (昭和 24 年法律第 70 号) 第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法 (昭和 5 年法律第 289 号) 第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2

項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

- ③ 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ⑤ ①から④に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定める工事（※）

※ ⑤の主務省令で定める工事については、現在パブリックコメントを実施している「宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）」の改正により規定する予定。規定内容の詳細については、別紙参考資料 2. I (1) ⑧(i)～(x)を参照【検討中、変更の可能性あり】。

### (3) 公共施設用地（盛土規制法の適用除外）

盛土規制法第 2 条第 1 号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第 1 号から 4 号のとおり「公共施設用地」は宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

#### <盛土規制法>

- ・盛土規制法第 2 条 1 号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

#### <宅地造成等規制法施行令（政令）>

- ・宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 2 条 法第 2 条第 1 号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの（※）及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの（※）

※主務省令で定める施設については、現在パブリックコメントを実施している「宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）」の改正により規定する予定。規定内容の詳細については、別紙参考資料 2. I (1) ②(i)～(ii)を参照【検討中、変更の可能性あり】。

## 2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

### (1) 土砂条例の許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

**(2) 土砂条例の許可等を要しない事業等**

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

**(3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等**

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。